



2019年5月29日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河原 健次
(コード番号 8570 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 経営管理担当 若林 秀樹
(TEL 03-5281-2057)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2019年5月24日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、2013年の銀行持株会社化以来、銀行法の定めに従い、事業年度を毎年4月1日から翌年3月末日までとしてまいりましたが、この度2019年4月1日に事業会社化いたしました。当社の取引先は小売業中心であり、これら取引先の多くは2月末日決算であること、また、当社利益の半分を占める海外連結子会社と決算期を統一することにより、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日に変更いたしたく、現行定款第12条、第36条、第38条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第1条～第11条（記載省略）	第1条～第11条（現行どおり）
（基準日）	（基準日）
第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 <u>3月末日</u> とする。	第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。
② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第13条～第35条（記載省略）	第13条～第35条（記載省略）
（事業年度）	（事業年度）
第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月末日</u> までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。	第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。
第37条（記載省略）	第37条（現行どおり）

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月末日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月末日</u>とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第39条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月末日</u>とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第36条の規定にかかわらず、第39期事業年度は、2019年4月1日から2020年2月29日までの11ヶ月間とする。なお、本附則は、第39期事業年度の経過をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第38条の規定にかかわらず、第39期事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。なお、本附則は、第39期事業年度の経過をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 2019年6月25日 (予定)

以 上